



Mizuho Asia Partners Pte Ltd
168 Robinson Road, Capital Tower
#22-02 Singapore 068912

2017年8月28日

適格機関投資家等特例業務に関する事項

金融商品取引法（第63条第6項）に基づき、以下の適格機関投資家等特例業務届出者に関する「別紙様式第二十号の二」、又は「別紙様式第二十一号の三」をご要望の場合は、問い合わせフォーム（<https://www.mizuho-ap.com>）よりご依頼下さい。

適格機関投資家等特例業務届出者
Mizuho ASEAN Investment GP
Exacta Capital Partners

尚、上記届出者がMizuho Asia Partners Pte Ltdに当該情報の公衆縦覧を委託しているものであり、Mizuho Asia Partners Pte Ltdがジェネラル・パートナーを務めるものでも、募集又は私募の取扱いを行うものでもありません。

以 上